

4 計画事業

1 地域における自立生活への支援

障害者の誰もが住み慣れた地域で生きがいのある自立した生活を送るためには、一人ひとりの障害者が、それぞれの障害程度や生活環境に応じた多様なサービスの提供が受けられることが重要です。

そのために、日常生活を支援するサービスの充実を図るとともに、生活の場の確保や、生活訓練の機会の確保、保健・医療サービスの充実、相談体制・情報提供・権利擁護の充実などを行っていきます。

1 - 1 日常生活支援サービスの充実

障害者の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加を促進できるように、在宅生活を支える多様なサービスの充実を図ります。

1 - 1 - 1 居宅介護（ホームヘルプ）

現況（平成19年度末）	目 標																								
<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 利用時間数 13,016時間 利用者数 延800人 ・家事援助 利用時間数 8,769時間 利用者数 延727人 	<p>介護が必要な障害者等に対して、自宅で食事の介護等の身体介護、調理・掃除等の家事援助及び通院の介助を行い、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 利用時間数 15,077時間 利用者数 延932人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>14,006</td> <td>869</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>14,567</td> <td>904</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>15,077</td> <td>932</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・家事援助 利用時間数 9,765時間 利用者数 延957人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>9,248</td> <td>859</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>9,526</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>9,765</td> <td>957</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	14,006	869	2 2	14,567	904	2 3	15,077	932	年度	利用時間数	利用者数	2 1	9,248	859	2 2	9,526	911	2 3	9,765	957
年度	利用時間数	利用者数																							
2 1	14,006	869																							
2 2	14,567	904																							
2 3	15,077	932																							
年度	利用時間数	利用者数																							
2 1	9,248	859																							
2 2	9,526	911																							
2 3	9,765	957																							

【計画事業の標記について】

- ・枠囲みは、計画事業の現況及び目標を記載しており、実線は本計画で取り上げているもの又は他の分野別計画にあり本計画で見直しを行ったもので、点線は他の分野別計画の再掲となるものです。
- ・目標欄には、事業趣旨・概要を標記し、可能なものは平成23年度又は平成23年度末の目標数値を標記しています。
- ・印は、障害者自立支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年6月26日厚生労働省告示第395号）において、数値目標、必要量の見込みを定めることとされたものです。

1 - 1 - 2 重度訪問介護

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 55,108時間 ・利用者数 201人 	<p>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする障害者等に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行い、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 70,786時間 ・利用者数 延252人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>63,902</td> <td>228</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>67,737</td> <td>240</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>70,786</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	63,902	228	2 2	67,737	240	2 3	70,786	252
年度	利用時間数	利用者数											
2 1	63,902	228											
2 2	67,737	240											
2 3	70,786	252											

1 - 1 - 3 行動援護

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 0時間 ・利用者数 0人 	<p>知的障害や精神障害により行動上著しい困難のある障害者が、行動するときに生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出介護等を行い、障害者の自立した日常生活又は社会生活を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 756時間 ・利用者数 延12人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>756</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	756	12	2 2	756	12	2 3	756	12
年度	利用時間数	利用者数											
2 1	756	12											
2 2	756	12											
2 3	756	12											

1 - 1 - 4 重度障害者等包括支援

現況（平成19年度末）	目 標												
<p>_____</p>	<p>常時介護を要し、その介護の必要の程度が高い障害者に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 3,120時間 ・利用者数 延12人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>3,120</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	2 1	3,120	12	2 2	3,120	12	2 3	3,120	12
年度	利用時間数	利用者数											
2 1	3,120	12											
2 2	3,120	12											
2 3	3,120	12											

1 - 1 - 5 短期入所（ショートステイ）

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 延97人 ・利用日数 延1,328日 	<p>自宅で障害者等を介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 延2,165日 ・利用者数 延164人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>1,680</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>1,882</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>2,165</td> <td>164</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	利用者数	2 1	1,680	139	2 2	1,882	150	2 3	2,165	164
年度	利用日数	利用者数											
2 1	1,680	139											
2 2	1,882	150											
2 3	2,165	164											

1 - 1 - 6 短期入所施設の整備

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>在宅障害者のショートステイ利用や家族のレスパイト対応、自立生活の体験入所等、在宅福祉を補完する支援拠点としての機能を持った短期入所施設を整備する。</p>

1 - 1 - 7 療養介護

現況（平成19年度末）	目 標												
<p>心身障害者援護施設措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 延464日 ・利用者数 16人 	<p>医療と常時介護を必要とする障害者等に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行い、障害者の身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 730日 ・実利用者数 24人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用日数</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>730</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>730</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>730</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用日数	実利用者数	2 1	730	24	2 2	730	24	2 3	730	24
年度	利用日数	実利用者数											
2 1	730	24											
2 2	730	24											
2 3	730	24											

1 - 1 - 8 生活介護

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 47人 	<p>常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動の提供等の支援を行い、障害者の日常生活能力の維持・向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 166人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>166</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	2 1	81	2 2	110	2 3	166
年度	実利用者数								
2 1	81								
2 2	110								
2 3	166								

1 - 1 - 9 施設入所支援

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 5人 	<p>施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、障害者の日常生活支援を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 109人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	2 1	43	2 2	75	2 3	109
年度	実利用者数								
2 1	43								
2 2	75								
2 3	109								

1 - 1 - 10 コミュニケーション支援事業

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数 延527回 	<p>聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数 延567回 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>延回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>528</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>550</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>567</td> </tr> </tbody> </table>	年度	延回数	2 1	528	2 2	550	2 3	567
年度	延回数								
2 1	528								
2 2	550								
2 3	567								

1 - 1 - 11 日常生活用具給付

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> ・実施件数 1,457件 ・利用者数 延315人 	<p>重度の障害者等に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施件数 1,853件 ・利用者数 延399人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施件数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>1,689</td> <td>366</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>1,782</td> <td>384</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>1,853</td> <td>399</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実施件数	利用者数	2 1	1,689	366	2 2	1,782	384	2 3	1,853	399
年度	実施件数	利用者数											
2 1	1,689	366											
2 2	1,782	384											
2 3	1,853	399											

1 - 1 - 12 訪問入浴サービス

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 7人 ・利用回数 延143回 	<p>入浴が困難な在宅の重度の身体障害者に、訪問による入浴の介護を行い、身体の清潔の保持や心身機能の維持等を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 10人 ・利用回数 延728回

1 - 1 - 13 日中短期入所事業

現況（平成19年度末）	目 標												
短期入所（日中のみ） ・利用回数 43回 ・利用者数 延13人	自宅で障害者等を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。 ・利用回数 108回 ・利用者数 延36人 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用回数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>90</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>100</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>108</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用回数	利用者数	2 1	90	33	2 2	100	34	2 3	108	36
年度	利用回数	利用者数											
2 1	90	33											
2 2	100	34											
2 3	108	36											

1 - 1 - 14 補装具の支給

現況（平成19年度末）	目 標
・交付 145件 ・修理 91件	障害者等に対し身体機能を補完又は代替し、長時間にわたり継続して使用される補装具を支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。 ・交付 211件 ・修理 126件

1 - 1 - 15 緊急一時介護委託費助成

現況（平成19年度末）	目 標
・利用者数 21人 ・利用回数 延269回	障害者、障害児を日常的に介護している家族が冠婚葬祭等の理由により一時的に介護を行うことが困難となった場合に、障害者、障害児の家庭等での介護委託に要した費用を助成し、在宅生活の支援を図る。 ・利用者数 25人

1 - 1 - 16 重度脳性まひ者介護

現況（平成19年度末）	目 標
・利用世帯数 15世帯 ・利用回数 延2,030回	脳性まひ者で身体障害者手帳1級を所持し、単独で屋外活動を行うことが困難な障害者に、介護人を派遣し、在宅生活の支援を図る。 ・利用世帯数 15世帯 ・利用回数 延2,160回

1 - 2 生活の場の確保

障害者が地域で自立して暮らしていくためには、個々の障害に応じた多様な生活の場を確保していくことが緊急な課題となっています。

そのため、障害者住宅のあっせんや住み替え家賃の助成などを通じた居住の安定化の支援や、グループホームやケアホームの整備を推進します。また、多様な地域生活支援機能を備えた入所施設を整備するための準備に取り組みます。

1 - 2 - 2 障害者住み替え家賃助成

現況（平成19年度末）	目 標
・住み替え時の家賃差額等を助成 新規 0件 継続 3件	取壊し等による立ち退き要求又は住環境を改善するため、区内の民間賃貸住宅に住み替えをする場合に、従前家賃との差額等を助成することにより、障害者世帯の居住の支援と安定を図る。 ・新規6件 ・継続（延）18件

1 - 2 - 3 障害者住宅あっせん

現況（平成19年度末）	目 標
・住宅あっせん 申請件数 3件 成約件数 0件 ・住み替え相談会 開催回数 4回（1日間）	住宅に困窮する障害者世帯に、宅地建物取引業協会文京区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことにより、住宅の確保を支援し、居住の安定を図る。 ・住宅あっせん 申請件数 36件 成約件数 5件 ・住み替え相談会 開催回数 18回

1 - 2 - 4 障害者入居支援

現況（平成19年度末）	目 標
・すみかえサポート 0件 ・家賃債務保証制度 0件 ・あんしん入居制度 0件	連帯保証人が確保できない等で住み替えの困難な方に対し、民間保証会社や国、都の保証サービス等を提供するとともに、利用した費用の一部を助成することにより、入居時の不安解消や住み替えの円滑化を図る。 ・すみかえサポート 6件 ・家賃債務保証制度 1件 ・あんしん入居制度 1件

1 - 2 - 5 心身障害者（児）自立生活訓練施設

現況（平成19年度末）	目 標
・利用者数 藤の木荘 延17人 動坂会館 延22人	心身障害者、障害児を保護し、家庭に準ずる生活をしながら、地域社会の中で自立した生活ができるよう、日常生活の訓練や指導を行い、障害者の自立生活の支援を図っていく。

1 - 2 - 6 グループホーム・ケアホームの誘致

現況（平成19年度末）	目 標
・区内 4 棟（定員 23 人）	<p>障害者が地域の中で、共同して自立生活が送れるよう、民間事業者等による事業を誘致し、グループホームやケアホームの整備を図る。</p> <p>・2 棟（10 人）</p>

1 - 2 - 7 共同生活介護（ケアホーム）

現況（平成19年度末）	目 標								
・利用者数 24 人	<p>障害者が共同生活を行う住居において、食事や入浴等の介護や日常生活上の援助を行い、地域における自立した日常生活を支援する。</p> <p>・利用者数 32 人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	2 1	27	2 2	29	2 3	32
年度	利用者数								
2 1	27								
2 2	29								
2 3	32								

1 - 2 - 8 共同生活援助（グループホーム）

現況（平成19年度末）	目 標								
・利用者数 23 人	<p>障害者が共同生活を行う住居において、日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を促進する。</p> <p>・利用者数 29 人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	2 1	25	2 2	26	2 3	29
年度	利用者数								
2 1	25								
2 2	26								
2 3	29								

1 - 2 - 9 入所施設の整備

現況（平成19年度末）	目 標
	<p>入所施設による専門的支援が真に必要な障害者の利用と、地域生活に向けた訓練の実施による入所者の地域生活への移行や、在宅者の自立生活への移行を促進するため、多様な地域生活支援機能を備えた、地域生活支援型入所施設を整備する。</p> <p>また、在宅障害者のショートステイ利用や家族のレスパイト機能、グループホームの緊急時のバックアップ機能等、在宅福祉を補完する支援拠点としての機能もあわせ持たせるため、短期入所施設も併設して整備する。</p>

1 - 3 地域生活への移行

障害者が自ら選択した場所に居住し、その有する能力や適性に応じた生活をし、社会に参加していく必要があります。そのため、障害者が入所施設などから地域生活へ移行できるよう支援していきます。

1 - 3 - 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

現況（平成19年度末）	目 標
・人数 4人	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるようにするため、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。 平成23年度 12人

1 - 3 - 2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

現況（平成19年度末）	目 標
	受け入れ条件が整えば退院可能な入院中の精神障害者が地域で自立した生活を送ることを可能にするため、住居および通所訓練施設等の確保や相談体制の充実を含めた、保健・医療・福祉サービスを実施し、地域生活への移行を支援する。また東京都や各関係機関との連携を強化し精神障害者の福祉の向上を図る。

1 - 4 生活訓練の機会の確保

障害者が地域で自立して生活していけるよう、障害者一人ひとりの障害等に
応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な生活訓練を行っていきます。

1 - 4 - 2 精神障害者社会復帰促進事業の推進

現況（平成19年度末）	目 標
・実施回数 139回 ・参加人数 延1,432人	精神障害者の自立と社会経済参加を推進していくため、集団活動によるレクリエーションのほか、心理教育プログラム他を用い、積極的なりハビリテーションを実施する。

1 - 4 - 3 地域活動支援センター

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> ・設置数 3か所 	障害特性等に応じて、創作的活動の提供等を行うことにより、障害者等の地域生活支援を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・設置数 5か所 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	設置数	21	4	22	4	23	5
年度	設置数								
21	4								
22	4								
23	5								

1 - 4 - 4 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

現況（平成19年度末）	目 標								
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数 7人 	文京福祉センター等を活用して一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるように支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 37人 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>37</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	21	18	22	24	23	37
年度	利用者数								
21	18								
22	24								
23	37								

1 - 5 保健・医療サービスの充実

障害者が地域においていつまでも健康で暮らしていけるよう、必要な保健・医療サービスを充実していきます。

1 - 5 - 1 自立支援医療

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・更生医療 76人 ・育成医療 19人 ・精神通院 1286人 	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行い、障害者の自立した日常生活又は社会生活を推進する。

1 - 5 - 3 精神保健相談・訪問指導

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健相談 実施回数 48回 延人数 105人 ・訪問指導 実人数 985人 延人数 4,251人 	精神科医・保健師による相談、訪問を行い、地域の精神障害者、家族、区民に対し、予防から社会復帰まで総合的に支援する。

1 - 6 相談支援体制の整備

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、社会参加を進めていくため、いつでも安心して相談でき、適切な支援を得て自らの力を発揮できるような体制の整備、充実に取り組みます。

1 - 6 - 1 相談支援体制の構築

現況（平成19年度末）	目 標
	<p>障害者、障害児の保護者等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に応じ、自立支援施策の企画、調整、自立生活に必要な各種情報の収集、提供、権利擁護のための必要な援助など、専門的な相談支援が実施できる新たな体制を確保する。</p> <p>また、安心して相談できる体制構築のために、関係機関や地域とのネットワークの構築を進めるとともに、相談に係るネットワークの核となる組織や機関の整備を進める。</p>

1 - 6 - 2 相談支援事業

現況（平成19年度末）	目 標								
<p>・実施事業所 4か所</p>	<p>障害者、障害児やその家族等からの相談に応じて、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者の自立生活の促進を図る。</p> <p>・実施事業所 5か所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実施箇所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table> <p>（平成23年度個別計画作成対象者数 10人）</p>	年度	実施箇所数	21	4	22	5	23	5
年度	実施箇所数								
21	4								
22	5								
23	5								

1 - 6 - 5 専門職の育成・研修

現況（平成19年度末）	目 標
	<p>専門性が高い多様な相談に応じられるよう、民間研修への派遣・参加を促進するとともに、大学や専門機関と連携しながら、障害福祉の専門研修や障害福祉のスタッフによる研究・発表などを実施することにより、職員の資質の向上を図る。</p>

1 - 6 - 6 地域自立支援協議会の運営

現況（平成19年度末）	目 標
・設置 平成20年3月	障害者等が地域において障害福祉サービスを利用して自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また相談支援事業が適切かつ効果的に実施できるようにするとともに、障害者の権利擁護や虐待に対する迅速な対応と未然の防止を図ることが求められている。そこで、地域自立支援協議会において、関係者が抱える困難事例や、権利擁護に関する課題等について関係者間で情報を共有しながら、相談体制や関係者のネットワーク、対応方法等について、具体的に協議を行う。

1 - 7 情報提供の充実

地域生活を送るうえで必要な情報を得ることができるように、障害福祉サービス等に関する情報提供を充実します。

1 - 7 - 2 福祉サービスに関する講座等

現況（平成19年度末）	目 標
_____	障害者等が必要とする障害福祉サービス等に関してわかりやすく情報を得ることができるよう、福祉サービスに関する講座や勉強会等に対する支援や、福祉に関する講演会等の開催を行う。

1 - 7 - 4 SPコード（音声コード）*の活用

現況（平成19年度末）	目 標
・「心身障害者福祉のてびき」にSPコードを導入	視覚障害者に対する通知文や、パンフレット、冊子等にSPコードの活用を進め、視覚障害者に対する情報提供の格差是正を進める。

1 - 7 - 5 ホームページでの情報提供の充実

現況（平成19年度末）	目 標
_____	ホームページで情報提供を行う機会が増えており、ホームページの情報に関する量・質の充実に努めるとともに、誰でもが使いやすく情報が探しやすくなるよう整備を進める。

* SPコード（音声コード）紙に掲載された情報をデジタルに変える、二次元コードです。切手サイズで約800文字の記録ができ、専用読み取り装置により音声で内容を確認することができます。

1 - 8 権利擁護事業の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、権利擁護事業の充実に図ります。

1 - 8 - 1 あんしんサポート文京への支援

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 15件 ・財産保全管理サービス 28件 ・法律相談 22件 	<p>区民の福祉サービス利用等に伴う苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施することにより、利用者の権利保護を図るとともに、広報紙・ホームページや学習会、出前講座等の様々な手段により事業の周知を図っていく。</p> <p>また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携が図れるよう、関係機関連絡会を設置し地域ネットワークを構築する。</p> <p>・福祉サービス利用援助事業等の利用件数 22件増（23年度末）</p>

（実施：社会福祉協議会）

1 - 8 - 2 成年後見制度の利用促進

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 496件 内訳 <ul style="list-style-type: none"> 区 89件 社会福祉協議会 138件 地域包括支援センター 269件 ・専門相談 20件 ・後見人学習会・講演会の開催 5回 内訳 <ul style="list-style-type: none"> 区 2回（内1回は社協との共催） 社会福祉協議会 3回 ・区長申立て 1件 	<p>成年後見制度に関する講演会、研修会等を区民や関係職員等を対象に実施し、制度への理解と普及を図り更なる活用につなげていく。</p> <p>また、成年後見制度の利用相談については、区、社会福祉協議会及び地域包括支援センターによる一般相談、社会福祉協議会による専門相談を引き続き実施し対応する。相談等における困難事例については、障害者地域自立支援協議会で成年後見制度の利用も踏まえ検討を行う。</p> <p>制度利用が必要にもかかわらず、申立てを行う親族がいない等の場合には、区長がかわって後見などの審判の申立てを行う。</p> <p>・学習会、講演会等 5回/年</p>

1 - 8 - 5 自立生活のための権利擁護システムの構築

現況（平成19年度末）	目 標
<hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/>	<p>地域自立支援協議会を中心として、障害者が自立して生活するために、権利擁護に関して適切に対応のできる相談体制や関係機関との連携、地域のネットワークづくりなどシステムの構築に向けた検討を進める。</p> <p>また、障害者や関係者が生活上のトラブルについて知識を広げ、様々な制度を適切に利用することができるよう啓発活動を行う。</p>

1 - 9 防災・安全対策の充実

障害者が地域で安全に暮らしていけるよう、災害要援護者に対する支援のネットワークを整備するとともに、防災・安全対策を充実していきます。

1 - 9 - 1 災害要援護者への支援体制の充実

現況（平成19年度末）	目 標
平成19年11月事業開始 平成20年3月末現在の登録者 数 3,622名	高齢者や体の不自由な人など、災害発生時に支援が必要な人の申請に基づき、「災害時要援護者名簿」を作成し、協力関係機関である警察署、消防署、区民防災組織及び民生・児童委員に名簿を提供し、災害時における要援護者の安否確認、避難誘導等の支援を図る。

1 - 10 経済的支援

利用者負担を軽減するとともに、手当の充実や財源の確保を国や都に要望していきます。

1 - 10 - 3 利用者負担の軽減

現況（平成19年度末）	目 標
_____	地域生活支援事業の自己負担金に上限額を設けるとともに、ガイドヘルプ等については自己負担を無料とするなど、障害福祉サービス利用者の負担軽減を図る。

2 就労支援

障害者が地域で自立した生活を送っていくために、障害者がその意欲と能力に応じて働けるよう、就労に必要な知識や能力向上の訓練を行うとともに、障害の特性に応じた支援策を推進していきます。

また、福祉、保健、雇用、教育等の関係機関による就労支援ネットワーク（文京区障害者就労支援連絡会議）を活用し、支援を実施します。

2 - 1 就労支援体制の確立

障害者の就労支援を図るため、就労相談や地域の福祉施設等と連携した就労訓練、就労継続支援など、就労支援センターを中心に障害者の就労を進めていきます。

また、今まで以上に公共職業安定所等との連携を図り、区内の就労先の開拓等に取り組んでいきます。

2 - 1 - 1 就労支援センターの充実

現況（平成19年度末）	目 標
障害者就労支援センター開設 （平成19年5月） ・新規就労者 17人	障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について就労支援センターを中心に実施し、障害者の一般就労や就労定着の促進を図る。 ・就労継続者数 35人

2 - 1 - 2 就労支援ネットワークの構築・充実

現況（平成19年度末）	目 標
文京区障害者就労支援連絡会議の設置（平成19年6月）	就労支援や雇用の情報等の共有化を図り、福祉施設等からの就労や、就労した障害者を支えていく仕組みを確立していくため、関係機関とのネットワーク（文京区障害者就労支援連絡会議）を活用していく。

2 - 1 - 3 障害者雇用の普及・啓発

現況（平成19年度末）	目 標
・講演会 1回	障害者の一般就労の機会を拡大し、障害者が安心して働き続けることができるよう、障害者本人の就労意欲の啓発や企業に対する障害者雇用に当たっての情報提供・理解の促進を図る。

* 一般就労 雇用契約に基づいて企業等に就職すること及び在宅就労することをいいます。

2 - 1 - 4 就労支援者の育成

現況（平成19年度末）	目 標
	障害者の一般就労を進めていくため、地域の福祉施設の職員等を対象に障害者就労支援技術等についての研修会を実施し、就労支援者の育成を図る。

2 - 2 就労継続への支援

地域の福祉施設や公共職業安定所等の関係機関と連携し、就労している障害者が安心して働き続けられるように、また就業先の企業が障害者の雇用を継続していけるように支援していきます。

2 - 2 - 1 就労先企業への支援

現況（平成19年度末）	目 標
	企業が雇用している障害者等について、企業からの相談や障害者が職場適応をするための人的支援等を実施する。

2 - 2 - 2 安定した就業生活への支援

現況（平成19年度末）	目 標
「たまり場」の開催 6回	定期的な職場への連絡・訪問や、就業している障害者が集まって情報交換や仲間づくりができる「たまり場」等の実施、就業生活に必要な知識を得るための講座等の開催など、障害者が地域で安定して就業生活を送るための支援を推進する。

2 - 3 福祉施設等での就労支援

一般企業への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識や能力の向上を図るための支援を行うとともに、一般企業への就労が困難な障害者に対して働く場を提供します。

2 - 3 - 2 福祉施設から一般就労への移行

現況（平成19年度末）	目 標
・移行人数 4人	福祉施設を利用する障害者が自立した社会生活を営めるよう、必要な訓練を行い一般就労へ移行することを推進する。 平成23年度 5人

2 - 3 - 3 区の施設における就労機会の拡大

現況（平成19年度末）	目 標
	障害者の働く場を拡大するため、区の施設において、障害者インターンシップ等の就労の機会を提供するとともに、区の委託業務等に関しても、障害者の就労の機会の拡大や雇用の促進を図っていく。

2 - 3 - 4 就労移行支援

現況（平成19年度末）	目 標								
・利用者数 9人	<p>一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。</p> <p>・実利用者数 24人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	2 1	13	2 2	13	2 3	24
年度	実利用者数								
2 1	13								
2 2	13								
2 3	24								

2 - 3 - 5 就労継続支援

現況（平成19年度末）	目 標								
・利用者数 49人	<p>一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。</p> <p>・実利用者数 151人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>実利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 1</td> <td>59</td> </tr> <tr> <td>2 2</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>2 3</td> <td>151</td> </tr> </tbody> </table>	年度	実利用者数	2 1	59	2 2	64	2 3	151
年度	実利用者数								
2 1	59								
2 2	64								
2 3	151								

2 - 3 - 6 福祉施設等での仕事の確保

現況（平成19年度末）	目 標
	福祉施設における利用者の工賃の増加を図るため、区や民間企業からの発注の増大が求められている。そこで、福祉施設が受注できる物品や役務作業について区役所内に情報提供し、区内福祉施設への発注の増大を促進する。また、区内中小企業に対しても同様の情報提供と発注依頼を行っていく。

3 子どもの発達・育成への支援

障害の早期発見、早期療育を推進するため、福祉・保健・医療・教育等の多様な機関の連携により、検診と相談の充実をはかります。

保護者の理解と協力のもと、発達段階に応じた個別の支援計画を作成するとともに、関係機関との情報の共有化等により、乳幼児期から就学期、卒業後にいたる継続した支援を進めます。

また、就学後の療育機会の拡充や特別支援教育の充実を図るとともに、障害や福祉サービスに関する情報提供を積極的に行っていきます。

3 - 1 障害の早期発見・早期療育

肢体不自由児や知的障害児だけではなく、広汎性発達障害*、学習障害*、注意欠陥多動性障害*等の発達障害児にとっても、障害の早期発見と早期療育が大切です。関係機関との連携により、早期発見の機会をさらに充実させるとともに、発達に関する情報や相談窓口の周知の徹底を図ります。

3 - 1 - 2 療育相談の充実

現況（平成19年度末）	目 標
・新規相談 87件 ・継続相談 延件数 399件	文京福祉センターにおいて、保健サービスセンター、医療機関等の関係機関との連携を密にするとともに、発達に何らかの遅れを持った乳幼児を早期に発見し、必要な支援に繋げる。

3 - 1 - 5 発達に関する情報の普及啓発

現況（平成19年度末）	目 標
_____	ホームページやパンフレットなど様々な方法で、発達に関する情報について、出産前の保護者への普及啓発を行う。また、子どもの発達に関する相談窓口や支援内容についての情報の周知を図っていく。

* 広汎性発達障害 WHOの国際疾病分類で採用されている概念で、コミュニケーション、対人関係等に障害があることで特徴づけられる発達障害を指します。

* 学習障害 LD(Learning Disabilities)。基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指します。

* 注意欠陥多動性障害 ADHD(Attention-Deficit Hyperactivity Disorder)。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

3 - 2 乳幼児期・就学前の支援

健康検査や療育相談の結果、発育や発達に支援を必要とする乳幼児に対して、適切な療育や、保育園や幼稚園への受け入れを推進します。また、特別な支援を必要とする児童の小学校への就学に際しては、就学前機関との連携により就学支援シートを作成し、継続した支援を行います。

3 - 2 - 1 保育園障害児保育

現況（平成19年度末）	目 標
区立保育園18園で障害児保育を実施 ・対象園児 22名	個に応じた支援を行うことにより、特別な支援を必要とする幼児の発達促進を図る。 平成22年度に改定する「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)においても検討する予定である。

3 - 2 - 2 幼稚園特別保育

現況（平成19年度末）	目 標
区立幼稚園(全園)で特別保育事業を実施 ・対象園児26名(9園) ・講師6名、臨時職員5名配置	個に応じた教育支援を行うことにより、特別な支援を必要とする幼児の発達促進を図る。 平成22年度に改定する「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)においても検討する予定である。

3 - 2 - 3 就学前相談体制の充実

現況（平成19年度末）	目 標
平成19年度から相談員を2名に増員し相談体制の充実を図った。 就学相談委員会を設置し、支援をつなぐ相談体制を整備した。 ・就学相談 小学校28件 中学校17件 ・転学相談 小学校6件 中学校1件 ・幼稚園 新規15件 継続15件 福祉センターでは、学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての、就学説明会を開催した。	特別な支援を必要とする児童・生徒の就学相談において、個々のニーズに応じた適切な支援を行うため、就学相談委員会の円滑な運営をめざす。 また、小・中学校との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、福祉センターでの学校見学会への同行や卒園児の保護者を交えての就学説明会等のさらなる充実を図る。

3 - 2 - 4 児童デイサービスの充実

現況（平成19年度末）	目 標
・延利用者数 2716 人	文京福祉センター等において、心身の発達になんらかの遅れのある幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活・社会生活への適応訓練等を行い、子どもの発達・育成への支援を図る。

3 - 3 学齢期の支援

児童・生徒一人ひとりの障害の状態や、教育ニーズに応じたきめ細かな教育的支援を推進します。また、放課後の居場所対策の充実を図ります。

3 - 3 - 1 教育相談の充実

現況（平成19年度末）	目 標
教育センター総合教育相談事業の一環として様々な相談に応じている。発達と障害を主訴とした相談件数は、教育相談室：121件（31%）。そのほかに区立小・中学校に配置しているスクールカウンセラー・派遣している巡回相談員、区立幼稚園・保育園へ訪問している子育て支援カウンセラーへの相談も多数ある。	各学校・園と総合教育相談の各機能の連携を深め、不登校対策、特別支援教育の充実を始めとし、幼児・児童・生徒の問題行動および教育・生活上の悩みに対する予防・発見・解消に向けた支援を効果的に行っていく。また、福祉センター、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター等との連携を図りながら、より継続的・効率的・総合的な支援を目指していく。

3 - 3 - 2 特別支援教育の充実

現況（平成19年度末）	目 標
特別支援教育支援員を全小中学校に31名配置	特別な支援を必要とする児童・生徒が発達段階に応じた適切な教育が受けられるよう体制の整備を図る。

3 - 3 - 3 特別支援子育て事業

現況（平成19年度末）	目 標
区立林町小学校内「ふれんど」にて実施 ・平成19年度登録者数20名 ・平成19年度利用者数 延276名	特別な支援を必要とする児童を一時的に預かることにより、保護者の社会参加を促進する。また、広報等により、登録者、利用者の拡大に努める。 平成22年度に改定する「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）においても検討する予定である。

3 - 3 - 4 育成室への障害児受入

現況（平成19年度末）	目 標
全育成室25室の障害児受入れ枠を概ね3名として実施 ・障害児の学年延長を実施 ・在籍児童数 54名 うち学年延長 18名	各育成室において障害児の受入れを行うことにより、放課後対策の充実を図る。 平成22年度に改定する「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）においても検討する予定である。

3 - 3 - 5 バリアフリーパートナー*運営

現況（平成19年度末）	目 標
配慮を要する児童・生徒への支援を大学生やNPOと協働で実施 ・区立幼稚園6園 ・区立小学校19校 ・区立中学校3校	今後もさらにバリアフリーパートナーのレベルアップを図る。 また、円滑な運営が可能となるよう、大学等と連携して人材確保・質の向上に努める。

3 - 3 - 6 個に応じた指導の充実

現況（平成19年度末）	目 標
通常の学級及び特別支援学級における障害のある児童・生徒に対する特別支援教育のよりよいあり方や指導の実際についての研修を実施 ・特別支援教育コーディネーター*の全小学校・中学校への配置終了 ・特別支援教育研修会 全教職員 年6回 ・特別支援教育コーディネーター養成研修 年6回	*今後もさらなる研修会の充実を図る。 ・特別支援教育コーディネーター、特別支援教育コーディネーター候補者、全教職員と対象を明確にし、効果的な研修の実施を図る。 ・特別支援教育コーディネーター研修会新設 年5回 ・大学教授、特別支援学校コーディネーター等の専門家との連携を強め、実践的、具体的な研修を推進する。

3 - 3 - 7 放課後の居場所対策

現況（平成19年度末）	目 標
_____	障害のある中学・高校生の放課後の活動の場所を確保し、日常生活上の指導を行うとともに、余暇活動の充実及び障害児の家族の一時的な休息の支援を図る。 ・2か所

* バリアフリーパートナー 心身の発達に遅れがあるなど、学校教育の場で特別な支援を必要とする子供たちが、その持てる力を高め、学習上の困難を改善または克服できるようにサポートする学校ボランティア。

* 特別支援教育コーディネーター 各学校において学校長が指名し、特別支援教育体制推進のために、専門委員会や巡回相談員、関係機関や保護者等との連絡調整等を行う指導的な役割を担う者。

3 - 4 相談支援体制の充実

教育・福祉・保健医療等の連携を強化し、個人情報に配慮しながら、関係機関が情報を共有することで、発達段階に応じた支援の充実を図ります。

また、建て替え後の福祉センターと教育センターについては、福祉と教育の垣根を可能な限り取り払ったわかりやすい相談窓口を置いて、障害の早期発見はもとより、乳幼児期から就学後にいたるまで一体的支援が行なえる体制をめざしていきます。

3 - 4 - 1 多様な支援機関との連携

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮児相談支援体制検討委員会 ・特別支援教育連携協議会準備会 福祉センターでは、保健サービスセンターの発達検診への定期的立会いや、幼稚園の配慮児を対象としたケース連絡会を教育センターと実施	教育、福祉、保健等の関係機関が、障害の早期発見や支援の強化のために、必要に応じて、連絡会や情報交換を行う。 支援のためのネットワークである、教育、福祉、保健等の関係機関からなる、特別支援連絡協議会を設置する。

3 - 4 - 2 継続支援体制の充実

現況（平成19年度末）	目 標
福祉センターでは、通所者の就学に際して、「就学支援シート」により情報提供をおこなった。	乳幼児から学齢期とライフステージが変わっても、継続した支援をするため、「就学支援シート」等の作成システムを確立する。 個別支援計画を活用し、福祉センター、教育センター、各教育機関、保育園の連携を更に強化し、継続支援の充実を図る。

3 - 4 - 3 専門的療育訓練の充実

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法 延767回 ・作業療法 延646回 ・言語療法 延1143回 	福祉センターで、発達になんらかの遅れのある幼児を対象に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訓練体制の充実を図る。就学後の児童に対しても、療育訓練の機会の拡充をめざす。

3 - 4 - 4 福祉センター及び教育センターの建て替えによる相談機能の充実

現況（平成19年度末）	目 標
2施設の建て替えについて、全庁組織として検討会を設置し、7回の検討を行った。 平成20年度に、区民参画による検討協議会を設置	福祉センターの療育相談機能と教育センターの教育相談機能の連携をより強固にするため、組織の垣根をできる限り取り払ったわかりやすい相談窓口を設置する。

3 - 4 - 5 個別の支援計画の作成

現況（平成19年度末）	目 標
<p>・心身障害学級において「個別指導計画」を作成。</p> <p>・福祉センター、保育園、幼稚園で個別の支援計画を作成。</p>	<p>発達になんらかの遅れのある子どもを乳幼児期から学校卒業まで、一貫した支援をするため、学校や福祉センター、保育園、幼稚園、医療機関等の各機関が協力しながら、「個別支援計画」を作成する。</p> <p>支援計画作成のためのアセスメントの内容及び方法の検討を加え、支援計画の質の向上を図る。</p>

3 - 4 - 6 専門家による巡回相談事業

現況（平成19年度末）	目 標
<p>臨床発達心理士派遣</p> <p>小学校 86回</p> <p>中学校 44回</p> <p>子育て支援カウンセラー派遣</p> <p>保育園 185回</p> <p>幼稚園 107回</p> <p>精神科医・臨床心理士等派遣</p> <p>保育園 計9回</p>	<p>臨床発達心理士や子育て支援カウンセラー、精神科医等を通常の学級や保育園、幼稚園に派遣することで、要配慮児の支援と職員の指導育成を図る。</p> <p>言語聴覚士等を特別支援学級に派遣して、学齢期における療育的支援の充実を図る。</p>

4 ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者をはじめ、すべての人が地域で安全で快適な生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、文京区福祉環境整備要綱に基づき、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた、ひとにやさしいまちづくりを進めます。

また、施設面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

4 - 1 安全で快適な生活環境の整備

高齢者、障害者や子育て中の方などが安心して生活し、積極的に社会参加ができるよう道路、公園、公衆便所等の社会基盤のバリアフリーを進めます。

4 - 1 - 2 バリアフリーの道づくり

現況（平成19年度末）	目 標
・整備済数 1,467 か所 （平成13年度からの累計） ・整備内容 歩道の拡幅、段差解消、電柱の移設、横断勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの新設及び改良等	高齢者や障害者など誰もが積極的に社会参加できるように、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備を行い「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。

4 - 1 - 3 バリアフリーの公園づくり

現況（平成19年度末）	目 標
・整備済数 67 園 （公園27園、児童遊園39園、遊び場1園） ・整備内容 水飲み改修、入口改修、入口スロープ設置、園内段差改修等	既設の公園、児童遊園、遊び場をバリアフリー化し、高齢者や身体障害者などだれもが憩える公園としていく。 ・平成21年度は水飲み改修を予定

4 - 1 - 4 だれでもトイレづくり（バリアフリーのトイレづくり）

現況（平成19年度末）	目 標
・整備済箇所 4カ所 （御茶の水橋際公衆便所、六義公園便所、竹早公園便所、大塚窪町公園便所）	高齢者、身体障害者及び子ども連れの方を含む全ての人々が利用可能な「だれでもトイレ」を設置するとともに、既設トイレの機器類の更新及び内外装を改修する。 ・設置及び改修予定 3カ所（平成23年度末）

4 - 1 - 6 総合的自転車対策の推進

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・区内18駅中15駅に自転車駐車場整備 ・春日後楽園駅でサイクルステーション開設 ・自転車実技教室と免許証等の発行 ・幼児児童用ヘルメットの購入補助 	<p>NPO や地域団体等と協働しながら、自転車駐車場の整備・レンタサイクル事業の実施・放置自転車の撤去等、総合的な自転車対策を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車安全走行可能箇所等の調査 ・(仮称)サイクルステーション茗荷谷の開設 ・自転車駐車場未設置駅の駐輪場整備

4 - 2 外出支援サービスの充実

障害者の外出を支援するため、福祉タクシー券の交付や、ガイドヘルパーによる移動支援の充実を図ります。また、福祉有償運送事業に対し支援していきます。

4 - 2 - 3 移動支援

現況（平成19年度末）	目 標												
<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 30,709時間 ・利用者数 延1,193人 	<p>屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会参加のためのガイドヘルパー派遣を行い、外出のための支援を行い、障害者等の自立生活及び社会参加の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用時間数 43,111時間 ・利用者数 延1,872人 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用時間数</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21</td> <td>38,009</td> <td>1,604</td> </tr> <tr> <td>22</td> <td>40,670</td> <td>1,749</td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>43,111</td> <td>1,872</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用時間数	利用者数	21	38,009	1,604	22	40,670	1,749	23	43,111	1,872
年度	利用時間数	利用者数											
21	38,009	1,604											
22	40,670	1,749											
23	43,111	1,872											

4 - 2 - 4 福祉有償運送事業*への支援

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>移動困難な方への外出支援を促進するため、特定非営利活動法人等が道路運送法に基づき実施する福祉有償運送事業の運営費の一部を助成していく。</p>

* 福祉有償運送事業 道路運送法に基づき国土交通大臣の登録を受けた非営利活動法人等が異動に制約のある方に対して実施する自家用自動車によるボランティア有償運送事業。

4 - 3 ノーマライゼーションの理念の普及

障害のある人もない人も、共に住み慣れた地域で生活していくためには、障害に対する正しい知識を広め、理解を深めることが必要です。そのために、様々な機会を捉え、意識啓発に努めるとともに、障害者と地域の交流を推進します。

4 - 3 - 2 心のバリアフリーの推進

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>様々な機関との連携により、障害者や福祉への理解を深める取組みを進めていく。とりわけ、子どものときからの障害理解の促進が重要であるため、学校における総合的な学習の時間等での福祉教育や社会教育のより一層の充実を図る。</p> <p>また、施設行事などを通じて交流を広げ、知り合う機会を作ることで相互理解を促進する。</p> <p>さらに、障害の特性などについて基本的な理解を深めるためのパンフレットや、障害者の権利に関する啓発パンフレットを作成し、一般の関心や理解を高めるよう努める。</p>

4 - 3 - 4 情報のバリアフリーの推進

現況（平成19年度末）	目 標
_____	<p>視覚障害者や聴覚障害者等が円滑に情報を利用し意思を伝達できるよう、それぞれの障害に応じて情報機器の活用や対応方法の配慮を行いコミュニケーション手段の確保・充実を図る。</p> <p>また、情報提供の充実が図れるよう、情報機器の活用だけでなく適切な人的支援を行う。</p>

5 社会参加と地域交流の促進

心身に障害のある人が、生きがいを持って生活できるよう、また、スポーツ、経済、文化活動など社会のあらゆる分野への活動に参加できるよう支援します。

また、障害者施設などの地元開放や地域交流事業の充実を図り、障害者と地域住民との交流を促進します。

5 - 1 学習・スポーツ・文化活動の促進

障害者が学習・スポーツ・文化活動などに親しむことができるよう、障害者のための教養講座の開催や、心身障害者レクリエーション、通所施設の合同運動会などの充実を図ります。

5 - 2 地域との交流

障害者週間記念行事や施設祭りなどの様々な機会を通じて、障害者と地域住民との交流を図り、障害者に対する区民の理解を促進します。

5 - 3 地域の支援

社会福祉法人やボランティア、民間福祉団体などは、地域福祉の主要な担い手として大きな役割を果たしています。このような団体に対して支援していきます。

また、ボランティアの育成やボランティア調整機能の強化、地域のつながり作りに取り組み、暮らしやすい地域づくりを目指します。

5 - 3 - 1 ボランティア・市民活動センターへの支援

現況（平成19年度末）	目 標
・夏のボランティア体験教室 参加者 66 名 ・シニア向けボランティアスクールの実施 修了者 10 名 ・ボランティア・市民活動まつり 参加団体 73 団体 ボランティア 138 人 来場者 1,600 人	行政とボランティア団体との中間に位置する支援組織として、ボランティア研修等の充実や情報の収集と提供、専門性の向上などを行うことにより、ボランティアコーディネーターとしての機能強化を図る。 また、NPO 団体、学校・企業・個人ボランティアとの連携を促進するために、「ボランティア・市民活動まつり」の企画運営を実行委員会方式で実施するほか、交流会等を開催することによりネットワークづくりを強化していく。 さらに、災害ボランティアセンターを構築するうえで重要となる、災害時支援ボランティアを活用するための運営マニュアルを作成する。

（実施：社会福祉協議会）

5 - 3 - 3 ふれあいいきいきサロン*への支援

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者サロン 32 か所 ・子育てサロン 8 か所 ・障害者（児）サロン 5 か所 ・混合型サロン 4 か所 	<p>孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていけるように、高齢者に限らず、障害者や子育て世代等だれもが参加できる身近なサロン活動を支援する。この住民主体のサロン活動が区内に広がることを通じて、地域住民同士の支え合いによる新たなコミュニティの形成につなげていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者サロン 40 か所（23年度末） ・ 子育てサロン 8 か所（同上） ・ 障害者（児）サロン 9 か所（同上） ・ 混合型サロン 17 か所（同上）

（実施：社会福祉協議会）

5 - 3 - 4 いきいきサービス事業の充実

現況（平成19年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス（登録会員） 利用会員 419人 協力会員 127人 （利用時間） 家事援助 10,531時間 介護援助 12,175時間 大掃除等 3,122時間 	<p>高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域社会の中において充実した在宅生活が送れるよう、より一層区民ニーズに即したサービス提供を行っていく。</p> <p>住民参加型在宅福祉サービスの推進は、サービス提供者である協力会員の確保が最も重要となることから、ケーブルテレビ等様々な媒体を活用し、退職区民をターゲットに協力会員の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用会員 300人増（23年度末） ・ 協力会員 200人増（23年度末）

（実施：社会福祉協議会）

5 - 3 - 7 当事者及び家族の交流への支援

現況（平成19年度末）	目 標
	<p>当事者や家族が交流を広げ、情報発信を行う機会を増やすため、グループの活動や講演会など交流の機会に際して支援を行うとともに、交流の場の確保についてさらなる充実を図る。</p>

* ふれあいいきいきサロン 孤立や閉じこもりをなくし、仲間づくりの活動をすすめる地域の方々の交流の場として、公共施設や寺院など地域の様々な場所で、食事会、趣味活動、おしゃべりを楽しむなど自由な活動を行っています。こうしたサロン活動は、社会福祉協議会が支援しています。